

富田林市認知症条例（仮称）検討シート（20220210改訂版）について

1、第2回ワーキングの内容を踏まえて検討シートの内容を変更しています

○加筆・変更部分に下線、削除部分は取消線を引いています

2、事務局にて検討、加筆・変更（備考◎）した主な部分は以下のとおりです

- 「認知症の人及びその家族」を「認知症の人やその家族」に統一
- 第1条「地域組織」を追加
- 第2条「年齢に関わらず」を追加し、「認知症の予防」を削除。「(5) 地域組織」を追加
- 第3条「支え」について、「概要の基本理念では「支え」という言葉が入っているが、条文には入っていない。条文にも入れた方がよいのではないか。」というご意見について、認知症の人が「支えられる側」と捉えられることも考えられるので条文への追記は見送りました。
- 第4条「認知症の人を含めた会議の開催」を明記
- 第5条「予防」を「備え」に変更
- 第8条「地域組織の役割」を追加
- 第10条「認知症の予防等」を「認知症への備え等」に変更
  - ・第1項と第2項を入れ替え

3、検討が必要な部分は以下のとおりです

- ◆条例の名称
  - ・条例に定めた理念や制定目的も考慮
  - ・どのような思いや意図を込めるか
- ◆第2条（6）中の「手助けする」の表現について
  - ・「支える側」と「支えられる側」と区別した表現ではないか？
  - ・「応援する」や「活動する」等の方がよいのではないか？
- ◆第8条「地域組織の役割」の条文について
  - ・「住み慣れた地域における身近な存在である」ことがわかるような文言を加えたらどうか？
- ◆「富田林市認知症条例（仮称）概要」の2つ目の丸の「支え」について
  - ・標記について、条例と合わせてよいか

第3回ワーキングでは、条例全体の内容に加えて、今回変更した内容や検討が必要な部分についてもご意見をいただき議論させていただき予定です。